

手続きについて

① 伊丹に引越し

① 平成28年8月1日以降に転入した「満40歳未満の夫婦」が対象となります。

②申請

② 申請書に必要な書類を添え住宅政策課に提出してください。

【申請期間】 平成28年8月1日(月)から

【申請について】

- 補助金の交付申請書と必要書類を住宅政策課に提出してください。
- 申請期限は転入日から6ヵ月以内です。
- 申請の受付は原則として先着順です。
- ただし、書類の不備等により順番が前後することがあります。
- 申請期間内に予算額に達した場合、受付を終了する場合があります。

③審査

③および④ 審査のうえ要件を満たしている場合は「決定通知書」、満たしていない場合は「不交付決定通知書」を市から発送します。

④交付決定

⑤補助金の請求

⑤ 伊丹市転入促進事業補助金請求書を住宅政策課に提出してください。

⑥振込

⑥ 伊丹市転入促進事業補助金請求書等に不備がないか確認したうえで、ご指定の口座に振込みします。